

## 稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則【案】

(趣旨)

第1条 この規則は、稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例（令和 年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(隣接住民)

第3条 条例第2条第6号の隣接住民は、次に掲げるものを含むものとする。

(1) 事業区域を含む土地に隣接する土地又は当該土地に所在する建築物の所有者及び居住する者若しくは当該建築物において事業を営む者をいう（以下「土地所有者等」という。）

(2) 道路及び水路等により事業区域を含む土地と直接には接しないが、当該事業区域を含む土地の境界線から当該土地までの距離が6メートル未満である土地の土地所有者等

(周辺関係者の範囲)

第4条 条例第2条第8号の規則で定める範囲は、次の表の左欄の区分に応じ、それぞれ同表右欄に定めるとおりとする。

発電出力	周辺関係者の範囲
50キロワット未満	事業区域の境界線から水平距離100m以内
50キロワット以上	事業区域の境界線から水平距離300m以内

(抑制区域)

第5条 条例第7条第1項の規定により抑制区域として指定する区域は、別表第1に掲げる区域とする。

(配慮事項)

第6条 条例第9条に規定する配慮事項は、別表第2に掲げる事項とする。

(設計の基準)

第7条 条例第10条に規定する基準は、別表第3に掲げる事項とする。

(事前協議)

第8条 条例第11条第1項の規定による協議（以下「事前協議」という。）は、事業計画事前協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 別表第4に掲げる図書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による協議書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

3 市長は、事前協議が終了したときは、事前協議終了通知書（様式第2号）により通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

(隣接住民及び周辺関係者への説明)

第9条 条例第12条第1項及び第2項の規定による説明などの報告は、隣接住民及

び周辺関係者に対する説明報告書（様式第3号）により行うものとする。

- 2 事業者は、条例第12条第3項に規定する看板は、設置事業に着手しようとする日の60日前から設置事業が完了する日までの間、事業区域内の見やすい場所に第14条の規定による標識を設置するものとする。

（実施協議）

第10条 条例第13条の規定による実施協議は、太陽光発電設備設置等計画書（様式第4号）に、次に掲げる書類を添付し、市長に提出することにより行わなければならない。

- (1) 隣接住民及び周辺関係者に対する説明報告書（様式第3号）
- (2) 事前協議終了通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の規定による計画書の提出があったときは、必要に応じて現地調査を行うものとする。

- 3 市長は、実施協議が終了したときは、実施協議終了通知書（様式第5号）により通知するものとする。この場合において、当該通知書の有効期限は、通知を行った日の翌日から起算して1年とする。

（実施協議内容の変更）

第11条 条例第15条の規定による実施協議変更の届出は、事業変更届出書（様式第6号）に、変更の内容が確認できる書類を添えて行うものとする。

- 2 条例第15条ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業区域面積の縮小
- (2) 総発電出力の縮小
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が軽微な変更と認めるもの。

- 3 第13条第2項の規定は、条例第15条ただし書の規定による変更の届出について準用する。

（申請の取下げ）

第12条 条例第16条の規定による実施協議の取下げは、実施協議取下げ届出書（様式第7号）により行うものとする。

（工事完了届出）

第13条 条例第17条の規定による工事完了届出は、速やかに工事完了届出書（様式第8号）により行うものとする。

- 2 前項の工事完了届出書には、次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) パネル配置図
- (2) 設置写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（発電事業に係る届出）

第14条 条例第18条第1項の規定による届出は、発電事業開始届出書（様式第9号）により行うものとする。

- 2 条例第18条第2項の規定による届出は、土地所有者変更届出書（様式第10号）により行うものとする。

（標識の設置）

第15条 条例第12条第3項及び条例第19条の規則で定める事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 太陽光発電設備の区分
- (2) 太陽光発電設備の名称
- (3) 太陽光発電設備ID
- (4) 太陽光発電設備の所在地
- (5) 発電出力
- (6) 発電事業者の住所、氏名（法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）、電話番号並びに緊急時の責任者氏名及び電話番号
- (7) 発電事業開始年月日  
（太陽光発電設備の維持管理）

第16条 条例第20条の規則で定める太陽光発電設備の維持管理における遵守事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 事業区域内において、定期的に除草及び清掃を行うこと。
- (2) 自然災害、事故、機器の故障等が発生した場合、速やかに対応できるよう、緊急時の連絡網や事象別の対応を示した緊急対応マニュアルを作成すること。
- (3) 発電設備の安全な運用を確保するために必要な保守点検を実施すること。
- (4) 保守点検の結果、異常を確認したときは、速やかに適切な措置を講ずること。  
（異常発生時の報告）

第17条 条例第21条の規定による異常発生時に講じた措置の結果の報告は、災害等対応報告書（様式第11号）により行うものとする。

（事業終了後の措置）

第18条 条例第22条第1項の規定による届出は、発電事業終了届（様式第12号）により行うものとする。

2 条例第22条第3項の規定による報告は、発電設備撤去処分完了報告書（様式第13号）により行うものとする。

（地位の承継の届出）

第19条 条例第25条の規定による届出は、地位承継届（様式第14号）に次に掲げる書類を添えて行うものとする。

- (1) 事業者の地位を承継した事実を証する書類
- (2) 事業者の地位を承継した者の住民票の写し（事業者の地位を承継した者が法人である場合にあっては、法人の登記事項証明書）
- (3) 太陽光発電設備の保守点検に係る契約書の写し（地位を承継した者による契約に限る。）
- (4) その他市長が必要と認める書類  
（指導、助言又は勧告）

第20条 条例第27条第1項の規定による助言は、原則として口頭により行い、同項の規定による指導は、指導書（様式第15号）により行うものとする。

2 条例第27条第2項の規定による勧告は、勧告書（様式第16号）により行うものとする。

（公表）

第21条 条例第28条第1項の規定による公表は、市公式ホームページにより行うものとする。

2 条例第28条第2項の規定による通知は、意見を述べる機会を付与する通知書（様式第17号）により行うものとする。

3 事業者は、前項の規定により通知された事項について意見を述べようとするときは、公表に関する意見書（様式第18号）により行うものとする。

（委任）

第22条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。

別表による詳細規定(抑制区域、配慮を要する項目、設計の基準、提出書類、様式等)【案】

別表第1(第5条関係)

抑制区域	抑制の理由
自然公園法(昭和32年法律第161号)第21条に基づき環境大臣又は茨城県知事が指定する特別保護地区	優れた自然の風景地を維持する必要性が高く、太陽光発電施設の設置は、自然環境や景観へ与える影響が大きいため。
茨城県立自然公園条例(昭和37年茨城県条例第17号)第19条に基づき茨城県知事が指定する特別地域	
茨城県自然環境保全条例(昭和48年茨城県条例第4号)第3条又は第10条に基づき茨城県知事が指定する自然環境保全地域及び緑地環境保全地域	県内の貴重な植物、動物等が生息・生育する良好な自然状態を保持している地域であり、自然環境を保全することが特に必要なものである。太陽光発電施設の設置は、保全が必要な自然環境へ与える影響が大きいため。
農地法(昭和27年法律第229号)第2条第1項に規定する採草放牧地	太陽光発電設備の設置による農地の農地以外への転用を抑制し、優良農地を確保するため。
農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域	
農地法施行令(昭和27年政令第445号)第5条及び第6条に規定する農地	
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条の規定に基づき環境大臣又は茨城県知事が指定する鳥獣保護区	鳥獣又は鳥獣の生息地にとって特に重要な区域として、工作物の設置や木竹の伐採等、一定の開発行為が制限されているため。
森林法(昭和26年法律第249号)第25条の規定に基づき農林水産大臣が指定する保安林	水源のかん養、土砂流出の防備、土砂崩壊の防備、その他災害の防備や生活環境保全・形成等の目的を達成するために指定された区域であり、立木伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。
河川法(昭和39年法律第167号)第6条に規定する河川区域並びに第54条又は第56条の規定に基づき河川管理者が指定する河川保全区域及び河川予定地	出水時に流下阻害発生のおそれがあるとともに、河川管理施設を損傷させるおそれがあるため。

<p>砂防法(明治30年法律第29号)第2条の規定に基づき国土交通大臣が指定する指定土地</p>	<p>治水上の砂防設備を要する土地又は一定の行為を禁止若しくは制限すべき区域として指定されており他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産生命等を脅かすリスクが高いため。</p>
<p>地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第3条の規定に基づき関係都道府県知事の意見を聞いて主務大臣が指定する地すべり防止区域</p>	<p>地下水等により発生する地すべりによる崩壊被害を防止するため、一定行為を制限するとともに必要な施設等を整備するための区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産生命等を脅かすリスクが高いため。</p>
<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条の規定に基づき茨城県知事が指定する急傾斜地崩壊危険区域</p>	<p>崩壊のおそれのある急傾斜地(30度以上)で、崩壊により相当数の居住者等に危害が生ずるおそれのあるもの及びその隣接地のうち、当該急傾斜地の崩壊が助長され、又は誘発されるおそれがないよう、一定行為を制限している区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。</p>
<p>土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条の規定に基づき茨城県知事が指定する土砂災害警戒区域</p>	<p>急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあり、土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき区域であり、他のエリアに比べて災害発生により地域住民の財産・生命等を脅かすリスクが高いため。</p>
<p>都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第7号に規定する風致地区</p>	<p>都市における風致を維持するために定める区域であり、自然的な要素に富んだ土地の良好な景観を守るため、建築物等の建築、木竹の伐採等が規制されているため。</p>
<p>都市緑地法(昭和48年法律第72号)第12条の規定に基づき定める特別緑地保全地区</p>	<p>歴史的・文化的価値を有する緑地、生態系に配慮したまちづくりのための動植物の生息、生育地となる緑地等の保全を図る区域であり、都市の良好な自然的環境となる緑地を現状保全するため、立木の伐採や土地の形質変更等が厳しく規制されているため。</p>

文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条又は第109条の規定に基づき文部科学大臣が指定する重要文化財及び史跡名勝天然記念物	復元が不可能な国民の共有財産であり、適切な保護管理措置がとられているため。
茨城県文化財保護条例(昭和51年茨城県条例第50条)第4条又は第40条の規定に基づき茨城県教育委員会が指定する県指定有形文化財及び県指定史跡名勝天然記念物	
稲敷市文化財保護条例(平成17年稲敷市条例第81号)の規定に基づき指定する市指定有形文化財及び市指定史跡名勝天然記念物	

別表第2 (第6条関係)

配慮を要する項目	配慮すべき事項
----------	---------

生活環境への配慮	<p>(1) 住宅地に近接する又は公道に接する場合において、圧迫感、騒音、熱、反射等に配慮すること。</p> <p>(2) 工事を行う場合は、大型車両及び関係車両の通行並びに重機等の使用に伴う振動、騒音、粉塵等による被害を周辺に及ぼさないよう必要な措置を講じること。</p> <p>(3) 太陽光パネルによる反射光が周辺住民の生活の妨げとならないように、設置位置の調整、パネル角度の調整その他必要な対策を講ずること。</p> <p>(4) 景観を損なわないように太陽光発電の設置位置、形態意匠、色彩等に十分に配慮すること。</p>
防災・安全への配慮	<p>(1) 盛土又は切土が生じ、土砂災害が懸念される区域は、擁壁、石張り、吹付、法枠、法面排水等による法面等の保護措置を講じ、土砂の流出を防止する対策を講じること。</p> <p>(2) 雨水排水は、降雨量等から想定される雨水が有効に処理できる対策を講じること。</p> <p>(3) 湧き水がある場合は、地下配水管を設置するなど適切な措置を講じること。</p> <p>(4) 崖地の近隣に設置する場合は、崖肩からの離隔や崖肩沿いの排水などによって、崖地の崩落防止対策を講じること。</p> <p>(5) 地盤について、必要に応じて地盤改良の実施など適切な措置を講じること。</p> <p>(6) 事業区域内の敷材は、地域住民等に配慮した適切な敷材を使用すること。</p> <p>(7) 太陽光発電施設の設置に当たっては、電気事業法（昭和39年法律第170号）の規定に基づく技術基準等を遵守するとともに、日本産業規格に適合するものであること。</p> <p>(8) 稲敷市洪水ハザードマップ内に設置する場合は、パワーコンディショナなどの機器移設による浸水リスクを回避すること。また、感電する恐れがあるため、住民の方がむやみに近づかないような対策を講じること。</p>
住宅隣接地等に設置する場合の配慮	<p>住宅隣接地等では、生活環境、景観、防災等の点で特にトラブルが発生しやすいことから、事前に事業内容を十分説明し、理解を得た上で必要な対策を講じること。</p>
発電設備設置後の維持管理	<p>(1) 事業者は、太陽光発電施設及び敷地について、定期的に保守点検を行うとともに、機器の故障等の問題が発生した場合は、速やかに対処し、適正な維持管理に努めること。</p> <p>(2) 除草剤や農薬の使用に当たっては、適正な散布を心掛け、周辺に飛散しないように万全の対策を講じること。</p>

別表第3（第7条関係）

区分	設計の基準
----	-------

緩衝帯	<p>隣地境界との間に緩衝帯を設けること。必要があるときは当該緩衝帯を植栽等とする。緩衝帯の幅は下記のとおりとする。また、緩衝帯内には建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。</p>																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="438 376 1061 427">事業区域の面積</th> <th data-bbox="1061 376 1394 427">緩衝帯の幅</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="438 427 1061 479">3 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 427 1394 479">2 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 479 1061 530">3 0 0 0 m<sup>2</sup>以上 1 0 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 479 1394 530">3 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 530 1061 582">1 0 0 0 0 m<sup>2</sup>以上 1 5 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 530 1394 582">4 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 582 1061 633">1 5 0 0 0 m<sup>2</sup>以上 5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 582 1394 633">5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 633 1061 685">5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>以上 1 5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 633 1394 685">1 0 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 685 1061 736">1 5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>以上 2 5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>未満</td> <td data-bbox="1061 685 1394 736">1 5 m</td> </tr> <tr> <td data-bbox="438 736 1061 788">2 5 0 0 0 0 m<sup>2</sup>以上</td> <td data-bbox="1061 736 1394 788">2 0 m</td> </tr> </tbody> </table>	事業区域の面積	緩衝帯の幅	3 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	2 m	3 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	3 m	1 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 5 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	4 m	1 5 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	5 m	5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1 0 m	1 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 2 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1 5 m	2 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上	2 0 m
事業区域の面積	緩衝帯の幅																
3 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	2 m																
3 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	3 m																
1 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 5 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	4 m																
1 5 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	5 m																
5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 1 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1 0 m																
1 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上 2 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 未満	1 5 m																
2 5 0 0 0 0 m <sup>2</sup> 以上	2 0 m																
雨水流出対策	<p>雨水、排水又は湧水について隣接地又は道路へ流出を防ぐ対策をすること（設置工事中も含む。）。</p>																
道路	<p>事業区域に隣接する道路が建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項に規定する道路の場合は、当該道路の中心から2メートル（片側が崖地等の場合は当該崖地等の境界から4メートル）の範囲に建築物その他工作物等を建築し、又は設置しないこと。</p>																
柵塀等の設置	<p>(1) 発電施設内に事業関係者以外が安易に立ち入ることがないようフェンス等を設置すること。</p> <p>(2) フェンス等の使用材料は、第三者が容易に取り除くことのできないものとする。</p> <p>(3) フェンス等の高さは、1.2メートル以上のものとする。</p>																

別表第4（第8条関係）

別に掲げる図書

図書の種類	備考
委任状（委任する場所）	事業者の押印したもの
位置図及び案内図	事業区域の位置が分かるもの
土地利用計画図 （パネル配置図）	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 別表第3に規定する設計の基準等に準じていることが分かるもの (3) 一般送配電事業者との責任分界点・区分開閉器の位置表示すること (4) その他必要な事項
土地造成計画平面図	(1) 縮尺1000分の1以上であること (2) 切土・盛土箇所、現況と計画の高低差等が分かるもの (3) その他必要な事項
事業区域の公図の写し （不動産登記法平成16年法律第123号）第14条第1項に規定する地図又は同条第4項に規定する地図に準ずる図面）	事業区域及び隣接地の地番並びに所有者、占有者、土地管理者の氏名の記載があるもの
事業区域の土地登記事項証明書の写し	登記情報提供サービスにより取得したものも可とする
事業者を確認するための書類	個人の場合は、本人確認書類（免許証、マイナンバーカード等）法人の場合は、法人登記事項証明書、決算短信等
事業区域の測量図又は求積図	
隣接住民及び周辺関係者への説明範囲を示す図面	
隣接住民及び周辺関係者への説明資料	隣接住民及び周辺関係者への説明に使用したもの
再生可能エネルギー発電事業計画の認定についての通知書	経済産業省からの通知
電力会社との接続契約が分かる書類	
告知看板の写真	カラー写真

様式第 1 号 (第 8 条関係)

事業計画事前協議書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 11 条第 1 項の規定により、次のとおり関係書類を添えて協議します。

太陽光発電設備の名称	
設備 I D ※固定価格買取制度の設備 ID。当該制度対象外の場合は、自家消費型、PPA 等と記載	
事業区域の所在地	稲敷市
発電出力	k W
事業区域の地目	
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の地上高	m
事業区域内の抑制区域の有無	<input type="checkbox"/> 有 区域名 ( )・ <input type="checkbox"/> 無
土地造成の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
土地に関する権利	<input type="checkbox"/> 所有 <input type="checkbox"/> 賃借
太陽光モジュール (太陽光パネル) の種類	単結晶 多結晶 薄膜シリコン CIS CIGS その他 ( )
隣接住民説明予定年月日	年 月 日
周辺関係者説明会予定年月日	年 月 日
周辺関係者の範囲	
工事着手予定日	年 月 日
工事完了予定日	年 月 日
発電事業開始予定日	年 月 日
発電事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで ( 年間)
その他必要な事項	

備考 事業を行う際に、他法令等による許可、認可等を要する場合には、「その他必要な事項」の欄にその手続の進捗状況を記載すること。

様

稲敷市長

事前協議終了通知書

下記の事業について事前協議が終了したので、稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例施行規則第8条第3項の規定により通知します。

記

事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあ っては、その名称、代表 者の氏名及び主たる事務 所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	稲敷市
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備の出力 (送電端出力)	キロワット
事業計画事前協議書 提出年月日	年 月 日

年 月 日

稲敷市長 様

住 所  
事業者 氏 名  
連絡先

隣接住民及び周辺関係者に対する説明報告書

隣接住民及び周辺関係者に対する説明等を行ったので、次のとおり報告します。

番号	説明 年月日	所在 及び 地番	住所氏名等	説明方法	備考
①			住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
			意見・要望		
			回答・対応		
②			住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
			意見・要望		
			回答・対応		
③			住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
			意見・要望		
			回答・対応		

④		住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑤		住所 氏名 住民・事業者・ 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑥		住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	意見・要望			
	回答・対応			
⑦		住所 氏名 住民・事業者・区長 土地所有者・建物所有者・ 土地賃借人・建物賃借人 (いずれかに○)	<input type="checkbox"/> 戸別訪問 <input type="checkbox"/> 説明会 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	意見・要望			
	回答・対応			

(備考)

- 1 共有の場合には、その旨を「備考」欄に明示すること。
- 2 必要に応じ、記入欄を追加すること。
- 3 地図上に、周辺関係者の範囲を示し、説明された方の番号も地図上に示すこと。

様式第4号（第10条関係）

太陽光発電設備設置等計画書

住 所  
提出者 氏 名  
連絡先

1 事業概要

太陽光発電設備の名称		
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外の場合は、自家消費型、PPA等と記載		
事業区域の所在地		稲敷市
発電出力		kW
事業区域の地目		
事業区域の面積		m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の地上高		m
設置事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	連絡先 (担当者名・電話番号)	
工事施工者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
発電事業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
工事着手予定年月日		年 月 日
工事完了予定年月日		年 月 日
運転開始予定年月日		年 月 日
生活環境への配慮		
防災・安全への配慮		
住宅隣接地等に設置する場合の配慮		

発電設備設置後の維持管理	
その他災害、事故、生活環境に対する被害等の発生を防止するための措置	
太陽光発電設備の維持管理に要する費用の積立計画	
太陽光発電設備の解体及び撤去並びに廃棄物の処理に必要な費用その他の発電施設の廃止に要する費用の積立計画	解体、撤去及び処分費用想定額 円 積立開始時期 年 月 日 積立終了時期 年 月 日 円 積立累計金額 円
保険の加入状況及び種類	<input type="checkbox"/> 加入（種類 ） <input type="checkbox"/> 未加入

## 2 管理計画書

### (1) 第三者の侵入防止に関する事項

フェンスの種類及び高さ	
出入口の施錠措置	
管理に関する標識の内容	

(注) 必要に応じて図面を添付すること。

### (2) 太陽光発電設備の保守点検に関する事項

保守点検 (年間)	時期	
	内容	
保守点検業者	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	電話番号	
保守点検で異常があった場合の対応		

(3) 事業区域内の清掃及び除草に関する事項

除草清掃	時期	
	内容	
除草剤の使用	時期	
	周知方法	
	除草剤名	
	散布範囲	
	飛散対策	

(4) 苦情、異常又は災害発生時の体制

苦情、異常又は災害発生時の連絡先	住所又は所在地	
	氏名又は名称及び代表者の氏名	
	連絡先 (担当者名・電話番号)	
市への連絡方法		
地域住民等への連絡方法		

3 撤去及び廃棄物処理計画

耐用年数	太陽光パネル		
	パワーコンディショナー		
	キュービクル		
	蓄電池		
	その他		
耐用年数経過後の計画	交換・修繕	計画	
		時期	
	撤去・廃棄	計画	
		時期	
		処分先	
		費用	

様

稲敷市長

実施協議終了通知書

下記の事業について実施協議が終了したので、稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第14条第1項の規定により通知します。

記

事業者の氏名及び住所 (法人その他の団体にあ っては、その名称、代表 者の氏名及び主たる事務 所の所在地)	氏名
	住所
事業区域の所在地	稲敷市
事業区域の面積	平方メートル
太陽光発電設備の出力 (送電端出力)	キロワット
太陽光発電設備設置等計 画書提出年月日	年 月 日

市の意見

様式第6号（第11条関係）

実施協議変更届出書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第15条の規定による変更を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて届出します。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外の場合は、自家消費型、PPA等と記載	
事業区域の所在地	稲敷市
発電出力	kW
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の地上高	m
変更事項	
変更理由	

様式第7号（第12条関係）

実施協議取下げ届出書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第16条の規定により、実施協議又は実施協議変更を取下げたいので、次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。当該制度対象外の場合は、自家消費型、PPA等と記載	
事業区域の所在地	稲敷市
発電出力	k W
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
太陽光発電設備の地上高	m
取下げの理由	

様式第8号（第13条関係）

工事完了届出書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所

氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第17条の規定により、次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
事業区域の所在地	稲敷市
工事完了日	年 月 日
添付書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パネルの配置図</li><li>・ 設置写真</li><li>・ その他市長が必要と認める書類</li></ul>

発電事業開始届出書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
設備ID ※固定価格買取制度の設備ID。 当該制度対象外の場合は、自家消費型、PPA等と記載	
事業区域の所在地	稲敷市
発電出力	kW
事業区域の面積	m <sup>2</sup>
発電事業開始日	年 月 日
発電事業実施予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日まで ( 年間)
固定資産税(償却資産)	有 無
固定資産税(償却資産) 申告予定年月	年 月

土地所有者変更届出書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第18条第2項の規定により、次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
事業区域の所在地	稲敷市
変更前の所有者	
変更後の所有者	
所有者が変更となった土地の地番	
変更年月日	年 月 日
変更理由	
添付図書	変更後の土地所有者の登記事項証明書

災害等対応報告書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第 2 1 条の規定により、次のとおり報告します。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
事業区域の所在地	稲敷市
災害発生日 (若しくはおそれがあることを確認した日)	年 月 日 時 (天候 : )
災害の内容等	【災害の状況、原因、被害等】
応急処置	
復旧対策	
復旧予定日時	年 月 日 時
添付図書	被害状況及び応急処置の対応状況が確認できる書類・図面・写真

発電事業終了届出

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第22条第1項の規定により、次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
太陽光発電設備の所在地	稲敷市
発電事業開始日	年 月 日
発電事業終了日	年 月 日
太陽光発電設備の撤去 処分完了予定日	年 月 日
太陽光発電設備の処分 方法	
太陽光発電設備の処分 先	
発電事業終了後の措置	
発電事業終了後の土地 利用計画	

発電設備撤去処分完了報告書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第22条第3項の規定により、次のとおり報告します。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
太陽光発電設備の所在地	稲敷市
発電事業終了日	年 月 日
太陽光発電設備の撤去処分完了日	年 月 日
太陽光発電設備の処分方法	
太陽光発電設備の処分先	
太陽光発電設備撤去後の土地の状況	
添付図書	発電設備撤去後の状況が分かる撤去前、撤去中及び撤去完了後の写真

地位承継届

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第25条の規定により、地位を承継したので次のとおり届出ます。

実施協議終了年月日	年 月 日
承継前	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
承継後	住 所 氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名) 電話番号
承継の理由	
承継年月日	年 月 日
添付図書	地位を承継した者の登記事項証明書

様

稲敷市長

指導書

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第27条第1項の規定により、次のとおり指導します。

実施協議終了年月日	年 月 日
指導内容	
その他特記事項	

様

稲敷市長

勧告書

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第27条第2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

なお、この勧告に従わない場合は、同条例第28条第1項の規定により、氏名及び住所並びにこの勧告の内容を公表することがあります。

また、公表を行った後、同条例第29条の規定により、国又は県へ報告することがあります。

実施協議終了年月日	年 月 日
勧告事項	
措置期限	年 月 日
その他特記事項	

意見を述べる機会を付与する通知書

第 号  
年 月 日

様

稲敷市長

年 月 日付けで勧告したことについて、いまだに改善が認められないことから、稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第28条第1項の規定により、その旨を公表することを予定しています。

よって、同条第2項の規定により意見を述べる機会を付与しますので通知します。

なお、提出期限までに意見書が提出されない場合、又は意見書の内容が正当な理由と認められない場合は、次のとおり公表します。

1 公表の原因となる事項及び助言、指導又は勧告に至る経過

2 公表する事項

住所 氏名 (法人にあつては、名称 及び代表者の氏名) 電話番号	
勧告内容	

3 公表の時期及び方法

公表の時期	
公表の方法	

4 意見を述べる機会の付与に関する事項

意見書の提出期限	
意見書の提出先	

意見書

年 月 日

稲敷市長 様

事業者 住 所  
氏 名  
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
電話番号  
電子メールアドレス

稲敷市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例第28条第2項の規定により、次のとおり意見を述べます。

実施協議終了年月日	年 月 日
太陽光発電設備の名称	
事業区域の所在地	
公表の原因となった事項についての意見	
その他当該事案の内容についての意見	

備考 意見書の提出に併せて、証拠書類等を提出することができます。